

健康診断（脳ドッグ）受診料助成金交付要綱

平成30年4月1日 制 定

令和8年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、脳疾患に起因する重大交通事故を未然に防止し、トラック輸送の安全を確保するため、選任運転者（以下「運転者」という。）を対象に健康診断（脳ドッグ）を実施する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（助成対象）

第2条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のなく、「社会保険」「労働保険」に加入している事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

（対象検査と助成額）

第3条 助成の対象とする検査は、MR検査（医療機関等が実施する脳ドッグで頭部MRIと頭部MRAのセット検査）とする。また、1人あたりの助成金額は、受診料の2分の1とし、上限額を15,000円とする。なお、上限額に満たない場合は、実費額を助成する。

- 2、1事業者に対する助成は、年度当初の会員名簿記載の車両台数×10%（端数切り上げ）を上限とする。
- 3、保険診療のMR検査は対象外とする。
- 4、兼務の運転者は対象外とする。
- 5、消費税は対象外とする。なお、税抜額の算出にあたっては、小数点以下を切り捨てる。

（申請期間）

第4条 対象検査を受診した当該年度の4月1日から翌年3月15日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、検査の受診は申請期間内に終了し、かつ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

（申請方法）

第5条 事業者は、様式1「健康診断受診料（脳ドッグ）助成金交付申請書」、検査結果の写し（受診者名・受診日・検査項目）、運転者台帳の写し（写真なしの場合は免許証の写しも添付）、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合は、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）を添付し、岩ト協に申請する。

2、検査結果の写しは、都合上一部スミ消ししたものも可とする。

3、宛名が個人名の領収書等の写しは、受付しないものとする。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

（助成金の交付）

第6条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があった時には、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

（助成金の返還）

第7条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- 2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

- 1．本要綱は平成30年4月1日より適用する。
- 2．令和2年4月1日一部改正
- 3．令和3年4月1日一部改正
- 4．令和4年4月1日一部改正
- 5．令和6年4月1日一部改正
- 6．令和7年4月1日一部改正
- 7．令和8年4月1日一部改正

※「脳ドッグ」受診可能な主な医療機関は、別紙一覧表を参照